

III 判例研究 III

定款で議決権行使の代理人資格を株主に限ることの可否及び株主総会出席資格の確認方法

吉川 信 將

札幌高判令和元年7月12日

平成31年（ネ）第83号株主総会決議取消請求事件

控訴棄却【上告不受理】

金融・商事判例1598号30頁

【判示事項】

1. 株主として議決権を行使し得ることを会社側が認識していた者について、定款所定の株主資格確認手続が満たされないことを理由に株主総会への出席を認めないことは、決議方法の法令（会社法308条1項）違反として当該株主総会の決議取消事由に当たる。
2. 議決権行使代理人をその会社の株主に限る旨の定款規定が存在しても、株主総会が攪乱されるおそれが全くないような場合にまで、非株主である代理人の出席を認めないことは、決議方法の法令（会社法310条1項）違反として当該株主総会の決議取消事由に当たる。

【事案の概要】

X1株式会社（被控訴人，第一審原告。以下「X1」という。）及びX2株式会社（被控訴人，第一審原告。以下「X2」という。）は、Y株式会社（控訴人，第一審被告。以下「Y」という。）の株主である。

Yの定款13条には「株主及び登録質権者又はこれらの法定代理人はその氏

名住所及び印鑑を当会社に届け出るものとする。その変更があったときも同様とする。」という規定があった。また、その定款18条には「株主は当会社の議決権を有する出席株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合に株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。」という規定があった。

Yは、平成29年6月1日頃、その株主に対して株主総会招集通知並びに議決権行使書及び出席票が一体となった書面（以下、「議決権行使書兼出席票」という。）を送付した。

X1代表者は、平成29年6月17日開催のY株主総会（以下「本総会」という。）の受付の際に、最新のX1代表印の印影が顕出される議決権行使書兼出席票をYの代表者に示した。しかし、Y代表者は、そこに顕出された印影がX1の代表印の印影としてYに届け出られていたものの印影と違うことを理由に、X1代表者が本総会に出席することを認めなかった。また、X2からYの株式にかかる議決権行使の委任を受けた弁護士のアは、本総会の受付の際に、議決権行使書兼出席票、最新のX2代表印の印影が顕出される委任状、X2の商業登記簿謄本及びX2の印鑑証明書をY代表者に示した。しかし、Y代表者は本件委任状に顕出された印影がX2の代表印の印影として届け出られていたものの印影と違うことを理由に、Aが本総会に出席することを認めなかった。なお、X1とYの間には、かつて、X1がYの株主であるか否かをめぐる訴訟や、X1がYの別年度の株主総会決議の取消等を求めた訴訟が存在しており、当該訴訟を通じて、Y代表者はX1代表者及びAと面識があった。また、本総会では、計算書類等の承認決議、取締役選任決議及び監査役選任決議がなされた。

平成29年9月14日、X1及びX2は、①株主総会の決議方法が法令に違反し、著しく不公正なものであるとして、会社法831条1項1号に基づき、本総会の各決議の取消しと、②Y社株主総会へのX1及びX2の出席拒否が今後も予測されることから、株主権による妨害予防請求権に基づき、Y社が株主総会出席を妨害することの禁止を求めて札幌地裁に提訴した。

平成31年1月31日に、札幌地裁はX1及びX2の請求を全面的に認める判決を下したが¹⁾、Yはこれを不服として札幌高裁に控訴した。

令和元年7月12日に札幌高裁は原審の札幌地裁判決を補正・引用し、全面的に支持する形で、Yの控訴を棄却した。Yはこれを不服として最高裁に上告受理申立てを行ったものの、同年11月7日に上告不受理とされている²⁾。

【判旨】

「株主総会の受付においては、受付に出頭した者が株主であることを確認する必要があるが、会社が送付した議決権行使書等を提示した者を株主として入場させる取扱いが比較的多いとされている……。しかし、出頭者と株主との同一性確認の方法が法定されているわけではなく、議決権行使書等による確認の方法は飽くまで事務の効率化の観点からの1つの手段にすぎず、株主権の重要性に鑑みれば、議決権行使書の提示以外の方法により株主本人であることを立証したにもかかわらず、株主総会への入場を拒絶した場合には、不当な出席の拒絶になり得るといふべきである。

本件において、控訴人代表者は被控訴人X1代表者と面識を有しており、本件株主総会に出頭してきた被控訴人X1代表者が、控訴人の株主として議決権行使をし得る立場にあることが明らかに認められる状況であった。加えて、本件の場合、控訴人は、書面による議決権行使では問題視していない届出印の印影と議決権行使書兼出席票に顕出されている印影の不一致を理由に被控訴人X1代表者の株主総会への入場を拒絶したというのであるから、決議方法に法令（会社法308条1項）違反があったといわざるを得ない。

したがって、本件決議には、被控訴人X1代表者の株主総会への入場拒絶という決議方法の法令（会社法308条1項）違反の取消事由があることになる。」

「控訴人の定款18条は、前述のとおり、控訴人の株主が議決権を代理行使させることができる者を控訴人の株主に限定している。このような定めは、

1) 札幌地判平成31年1月31日、平成29年（ワ）第1748号判タ1467号249頁、金判1598号36頁。

2) 最決令和元年11月7日、令和1年（受）第1673号D1-Law.com判例ID28282763。

株主総会が株主以外の第三者により攪乱されるのを防止し、株式会社の利益を保護しようとする趣旨に出たものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限として有効であると考えられる（最高裁昭和43年11月1日第2小法廷判決・民集22巻12号2402頁参照）。

しかしながら、控訴人代表者は、被控訴人X2の委任状を持参した被控訴人X2の代理人であるA弁護士と面識があり、株主総会の受付において、同人が弁護士であり株主総会攪乱のおそれがないことを容易に判断できたというべきである。議決権行使の重要性に鑑みると、本件のように代理人が弁護士である等株主以外の第三者により攪乱されるおそれが全くないような場合であって、株主総会入場の際にそれが容易に判断できるときであれば、株式会社の負担も大きくなく、株主ではない代理人による議決権行使を許さない理由はない。それにもかかわらず、控訴人は、届出印の印影と本件委任状に顕出されている印影の不一致を理由に被控訴人X2代理人であるA弁護士の株主総会への入場を拒絶したというのであるから、決議方法に法令（会社法310条1項）違反があったといわざるを得ない。

したがって、本件決議には、被控訴人X2の代理人であるA弁護士の株主総会への入場拒絶という決議方法の法令（会社法310条1項）違反の取消事由があることになる。」

「……今後も、被控訴人が有効な議決権行使書を提出した場合でも、控訴人が、提示書類に顕出された被控訴人らの最新の代表印の印影と被控訴人らの届出印の印影に不一致があること、控訴人の定款13条に基づく変更届出が未提出であること、変更届遅延理由書が未提出であることを理由として、被控訴人らが控訴人の株主総会の会場に入場してその議決権行使をすることを妨げる高度の蓋然性が認められる。

したがって、被控訴人らは、控訴人に対し、株主権による妨害予防請求権に基づき、株主総会への出席の妨害禁止を求めることができる。」

【研究】 判旨に賛成する。

1. 本判決の意義

本判決は、定款に定める株主資格確認手続の要件が満たされていなくても、それ以外の方法で、株主本人であることが確認できる場合には、その者の株主総会への出席を拒絶してはならないということを明らかにした点で実務的な意義がある。株主総会における議決権行使の代理人資格が定款規定で当該会社の株主に限定されているときであっても、弁護士ならば非株主でも代理人となれるかという従来から度々争われてきた問題について、会社側が既に面識のある弁護士ならば、その者が非株主でも代理人になることを認めるべき場合があることを高裁レベルで初めて示した点も実務上参考になる³⁾。また、本判決は、株主側からの請求に基づき、会社側が株主総会への出席を妨害しないよう命じた珍しい裁判例である。

2. 議決権行使の代理人資格を当該会社の株主に制限する定款規定の効力について

(1) 序論

株主総会における議決権は、株主が経営への参与又は経営の監督にあたる権利である共益権の中で最も重要な権利であり、株主は原則としてその出資割合に応じてかかる権利を有している。理念型の株式会社では所有と経営の分離に伴って日常的な経営は取締役らに委ねられているため、平常は年一度しか開催されない株主総会において経営者の選解任、配当等の重要な事項の決定について議決権を行使することは出資者である株主にとって数少ない経営参与・監督の機会でもあり、最大限保障されるべきものであろう。株主が代理人によって株主総会における議決権を行使できるものとするのは、何らかの事由により総会に出席しない株主にも議決権行使の機会を保障する点

3) 弥永真生「本件判批」ジュリスト1550号3頁参照。公刊されている判決文からはうかがい知ることができないが、YのWeb Siteによると、同社は北海道で小型航空機やヘリコプターの運航事業を営む資本金1億円、株主数7名（従業員持株会を除く）の株式会社である。そうすると、本判決は定款により議決権行使の代理人を株主に限定している非公開会社に関して、非株主である弁護士の代理人資格を肯定した初めての公判裁判例ということにもなる。

で重要な意味を持つ。代理人による議決権行使を認める旨の規定は、明治32年商法161条3項に始まり、昭和13年改正で商法293条3項、平成2年改正で同条2項と文言、条数・項数の変更を受けながらも現行会社法310条1項本文に至るまで引き継がれてきた。これらの規定は代理人の資格については何ら触れていないが、定款により当該会社の株主に資格を制限する会社が一般的であるため⁴⁾、その有効性をめぐる争いが少なくなく、法の趣旨を如何に解釈すべきかが問題となる⁵⁾。

(2)判例の展開

まず、こうした定款規定が問題となった裁判例を概観する。①名古屋高決昭和30年9月14日⁶⁾は、資本金4千万円で発行済株式総数80万株の会社に関する案件である。2千株につき非株主である代理人が議決権を行使した旨の疎明は、株主総会決議取消原因及び当該決議で選任された取締役の職務執行停止仮処分の必要性の疎明として十分であるとされている。②名古屋高判昭和35年7月15日⁷⁾は、上記①の案件にかかる株式総会の決議の取消しを求めた案件である。この程度の制限は株主権の行使に不当な制限を加えるものとは考えられないとされている。③大阪地判昭和38年3月14日⁸⁾は、資本金100万円の小規模同族会社に関する案件である。この程度の代理人資格の制限は会社の内部秩序の維持上やむを得ないものと認められ、旧商法293条3項違反として無効とはならないとされており、この判断をその控訴審判決である④大

4) 商事法務研究会が2019年に実施したアンケートによれば、回答企業約1700社の中で約96%の会社が定款で代理人資格を株主に限定していることが確認できる(「株主総会白書2019年版」商事法務2216号98頁図表85)。

5) なお、国、地方自治体及び会社等が株主である場合の代表者、未成年が株主である場合の法定代理人(親権者等)、外国居住株主の常任代理人等については、株式取扱規則などに基づく会社への届出により、代表者等自身は非株主であっても権利行使が認められる(江頭憲治郎=中村直人編著『論点体系 会社法2 株式会社Ⅱ』(第一法規・2012年)472頁〔松山遙〕、酒巻俊雄=龍田節編代『逐条解説会社法 第4巻 機関・1』(中央経済社・2008年)134頁〔浜田道代〕など。

6) 下民集6巻9号2012頁、判時61号24頁。

7) 高裁民集13巻4号417頁、判タ107号55頁。

8) 民集22巻12号2411頁、下民集14巻3号375頁。

阪高判昭和40年6月29日⁹⁾も維持している。⑤東京地判昭和40年3月16日¹⁰⁾は、発行済株式数60万株の製鉄会社に関する事案である。法人株主の使用人（非株主）が議決権を代理行使することは、会社内部の指揮命令系統に従って行われ、実質的には会社代表者の職務の一部の代行であり、定款規定の趣旨に反しないとされている。⑥大阪高判昭和41年8月8日¹¹⁾は、定款規定には合理性があり原則として有効と解するものの、高血圧・難聴を患っている株主と同居する息子であり、かつ、隣家に居住する高齢で入院中の株主の甥でもある者（非株主）が両株主の議決権を代理行使することを当該定款規定にかかわらず是認した。ここでは、かかる代理行使を拒否すべき実質的な正当理由がなく、それを拒否することは両株主の議決権を不当に制限する結果になると理由付けられている。

このように定款による代理人資格の制限が有効であることを確認する下級審裁判例が続いた後、③及び④の上告審判決である、⑦最判昭和43年11月1日¹²⁾が出され、こうした解釈、すなわち「制限有効説」を決定的なものとした。最高裁は、改正前商法293条3項（会社法310条1項に相当）は、議決権行使の代理人の資格を制限すべき合理的理由がある場合に、定款で相当程度の制限を定めることまでも禁止したものとは解されないとする。そして、定款による制限は、株主総会攪乱を予防して会社利益を保護する趣旨にでたものであり、合理的理由による相当程度の制限であるとした。

これらと前後する⑧大阪地判昭和40年8月4日¹³⁾は、清算中の小規模閉鎖会社に関する事案である。裁判所は、定款による制限が設けられている場合には、特定の株主名義の株式について議決権行使を許容する仮処分を受けた非株主は、その他の株主の議決権をも代理行使できるとし、この判断をその控訴審である、⑨大阪高判昭和42年4月13日¹⁴⁾も維持している。ところが⑧及

9) 民集22巻12号2421頁，判時435号55頁，判タ184号128頁。

10) 下民集16巻3号455頁，判時409号43頁，判タ175号170頁。

11) 下民集17巻7・8号647頁，判タ196号126頁。

12) 民集22巻12号2402頁，判時542号76頁，判タ229号154頁，金判143号13頁。

13) 民集24巻1号21頁。

14) 民集24巻1号27頁，金判200号8頁。

び⑨の上告審である、⑩最判昭和45年1月22日¹⁵⁾はこれらの決定の考え方を否定し、かかる非株主が議決権を代理行使できるのは当該特定の株主名義の株式に限られるとした。⑪新潟地裁高田支部判昭和46年9月23日¹⁶⁾は、資本金7500万円、発行済株式総数150万株という運輸会社に関するものである。同社には法人（県、市及び株式会社）である株主が存在し、それらの職員・従業員が代理人として株主総会に出席したところ、定款による制限に違反したとして、当該株主総会の決議取消しが求められた。裁判所は、定款規定自体の有効性は認めたくて、上記の職員・従業員に議決権の代理行使を認めなければ法人株主の議決権行使の機会を奪うことになり不当な結果をもたらすとした。その控訴審判決である、⑫東京高判昭和48年4月25日¹⁷⁾は、⑪を支持している。⑬及び⑭の上告審である、⑬最判昭和51年12月24日¹⁸⁾は、これらの判決を支持したうえで、職制上上司の命令に服する義務を負い、法人の代表者の意図に反する行動はできない職員・従業員に議決権を代理行使させても、特段の事情がなければ総会が攪乱されて会社の利益が損なわれるおそれはないという理由を付け加えている¹⁹⁾。⑭東京地判昭和61年3月31日²⁰⁾は、株主である会社がその従業員を株主総会に出席させようとしたところ、定款規定を理由としてそれが拒否されている。裁判所は、従業員を代理人として総会に出席し議決権を行使することは、それによって総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれがあるなどの特段の事情がない限り、定款規定に違反しないとした。ここでは、そうした事実があったとは認められないとして、総会の決議は株主の議決権行使の機会を奪ってなされたものと認められ、決議方法が著しく不公正であるとして取り消されている。その控訴審判

15) 民集24巻1号1頁，判時584号62頁，判タ244号161頁，金判200号4頁。

16) 民集30巻11号1091頁，金判516号12頁。

17) 民集30巻11号1101頁，金判516号11頁。

18) 民集30巻11号1076頁，判時841号96頁，判タ345号195頁，金判516号5頁。

19) 判例上，法人である株主の従業員・職員が当該法人株主の議決権を代理行使できることが確立したが，この考えには学説上も異論はない（大隅健一郎ほか『新会社法概説 [第2版]』（有斐閣・2009年）159頁以下注101，前田庸『会社法入門 第13版』（有斐閣・2018年）407頁，江頭憲治郎『株式会社法 第7版』（有斐閣・2017年）343頁注(6)）など。

20) 判時1186号135頁，判タ602号93頁，商事1073号38頁。

決である、⑮東京高判昭和61年7月30日²¹⁾は、⑭の判決内容をほぼそのまま維持している。

以上のように、裁判例は定款による資格制限を原則として有効と認めた上で、事例ごとに非株主を代理人とする具体的必要性や総会攪乱のおそれの有無を検討して、その議決権行使の有効性を判断してきた。ところで、非株主でありながら代理人とされることが多いのは弁護士である。例えば、⑯東京地判昭和57年1月26日²²⁾は、資本金額1億円で株主数397名のメーカーに関するものである。株主が専門知識を欠くため、株主総会において自ら議決権を行使するのは事実上不可能であるとして、弁護士（非株主）を代理人に立てたところ、定款の規定を理由に株主総会の会場への入場を拒絶された。株主側は、弁護士は理不尽な総会荒らしを行うはずがないと主張した。しかし、裁判所は、定款の規定の趣旨は総会荒らしの排除だけではなく、会議体の運営はその構成員のみによって行うという会議体の本則をも目的とすることから、当該定款規定の効力を否定すべき特別の事情には該当せず、株主数からすれば他の株主を代理人とし得る可能性があったとして、株主の主張を退けた。⑰神戸地裁尼崎支部判平成12年3月28日²³⁾は、上場会社である最大手証券会社に関する案件である。裁判所は受任者である弁護士が本人たる株主の意図に反する行動をとることは通常考えられないとし、非株主である弁護士の代理人資格を認めないことは、総会が同人の出席により攪乱されるおそれがあるなどの特段の事由がない限り、合理的な理由による相当程度の制限とはいえないものとした。そして、弁護士である代理人の議決権行使を拒絶するに足りる特段の事由があったとはいえず、会社は定款規定の解釈を誤ったものと判示した。⑱宮崎地判平成14年4月25日²⁴⁾は、宮崎県で日刊新聞を発行する新聞社に関する案件である。株主は総会を攪乱するおそれがないとして、弁護士（非株主）を代理人とすることを認めるべきだと主張した。しか

21) 資料版商事32号53頁。

22) 判時1052号123頁、金判650号33頁。

23) 判タ1028号288頁、金判1090号24頁。

24) 金判1159号43頁。

し、裁判所は、総会を攪乱するおそれのない職種の者であれば、入場を認めるべきだとすると、総会前の短時間で非株主代理人の職種と総会を攪乱するおそれの有無を個別具体的に判断しなければならず、受付事務を混乱させ、円滑な総会運営を阻害するとして株主の主張を退けている。⑲東京地判平成22年7月29日²⁵⁾は東証2部上場の資本金約18億6千万円、株主数1万人あまりの会社に関する案件である。同社の株主である会社が弁護士を総会に代理出席させようとしたが定款規定を理由に拒否されたため、同行していた会社代表者が総会に出席し、議決権を行使している。裁判所は代表者が議決権を行使し得たことを理由に弁護士の出席拒否は決議取消事由に該当しないとした。この控訴審判決である、⑳東京高判平成22年11月24日²⁶⁾は、弁護士の出席拒絶が議決権行使の態様を著しく不公正に制限するものか否かを検討した。裁判所は、弁護士が不当な行為をしない蓋然性が高いことを認めながらも、総会を攪乱するおそれのない非株主であれば、代理人となることを許さなければならないとすることの不適切さを指摘した。すなわち、非株主が来場した場合には、職種と攪乱のおそれのないことなどについて明確な基準がないままに実質的な判断を迫られ、受付事務の混乱、円滑な総会運営を阻害するおそれがあるという。そして実質的判断基準を持ち込むことは経営陣に恣意的運用の余地を与え、総会をさらに混乱させかねないということも付け加えて、議決権行使の代理人資格を株主に限ることは許されると判示した。㉑東京地判平成27年10月19日²⁷⁾は、取締役会非設置の非公開会社に関する案件である。タイに居住する株主が弁護士を代理人として株主総会に出席させようとしたが定款規定を理由に拒絶されている。裁判所は㉒と同様な判断を示した。㉒名古屋地決平成28年9月30日²⁸⁾は、資本金200万円の非公開会社に関する案件である。株主が弁護士を総会に代理出席させようとしたが定款規定を理由に拒否されたため、株主本人が総会に出席し、議決権を行使している。

25) 資料版商事317号191頁。

26) 資料版商事322号180頁。

27) D1-Law.com判例ID29014141。

28) 判時2329号77頁、金判1509号38頁。

裁判所は本人が議決権を行使し得たことを理由に弁護士の出席拒否は決議取消事由に該当しないとした。

(3)学説等の検討

裁判例は一貫して「制限有効説」に立脚しており、学説もこれを支持するものが多い²⁹⁾。しかし、株主の代理人による議決権行使を認める法の規定は、株主の主要な権限である議決権を保護するためのものであり、高度の強行法規性を帯びるものであることを理論的な根拠として、定款による代理人資格の制限は認められないとする「無効説」がかねてから主張されており、近時この考え方を支持する学説が有力になっている³⁰⁾。昭和36年には法務省から、代理人資格を当該会社の株主に限る旨の定款規定は株主の権限を不当に制限するもので無効であるとの局長通達が出されている³¹⁾。しかし、昭和41年商法改正により、株式会社における株式の譲渡制限が認められるようになり、代理人資格を当該会社の株主に限る旨の定款規定はこれを補完するものであるという考えが主張されるようになる³²⁾。そして、前記⑦最判昭和43年が、かかる定款による制限の有効性を肯定し、先例とみなされるようになると、翌昭和44年には、法務省も見解を改め、こうした定款による制限を有効とする局長回答を出すに至った³³⁾。

29) 松山三和子「定款による議決権代理行使の制限の効力」浜田道代他編『会社法の争点』（有斐閣・2009年）101頁、神田秀樹『会社法 第22版』（弘文堂・2020年）199頁、石井照久『会社法 上巻（商法Ⅱ）』（勁草書房・1967年）245頁など。

30) 古くは、竹田省「株主の議決権」京都法学会雑誌7巻9号33頁（1912年）、岡野敬次郎『会社法講義案 第6版』（中央大学・1924年）157頁等。この他、原則として、制限できないとしながらも、株主が全員一致した場合には制限できるという説も主張されていた（片山義勝『会社法 第8版』（中央大学・1923年）384頁。この他、中村一彦「議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定の効力についての再論」新潟大学法政理論6巻1号35頁以下、新山雄三『株式会社法の立法と解釈』（日本評論社・1993年）201頁以下、三浦治『基本テキスト 会社法 第2版』（中央経済社・2020年）77頁以下）。

31) 昭和36年5月1日付民事甲第949号民事局長通達。本通達に関しては、川上富次「通達解説 議決権行使の代理人資格を制限する定款の定めについて」商事213号12頁参照。

32) 福井喬「判批」商事439号13頁。阪埜光男「株主の議決権の代理行使の制限」法学教室（第2期）7号137頁参照。

33) 昭和44年3月6日付民事甲第381号民事局長回答。本回答に関しては、渡辺芳弘「議決権行使の代理資格について - 昭和44年3月6日付民事甲第381号民事局長回答を中心に - 」商事484号22頁参照。

そもそも議決権が代理行使になじむものか否かということについて、その財産権的性格を重視する立場からは、代理行使になじむということを肯定しやすい³⁴⁾。そして、議決権が重要なもので、その行使はできる限り保証されるべきものであるとすれば、定款をもってしても議決権行使の代理人資格を制限し得ないという「無効説」は筋が通っている。しかし、実際には株式譲渡制限を定めている小規模会社が大多数を占めており、そうした会社を中心に既存の株主以外の者には会社経営への関与をできる限り認めたくないという意向が強く示される。そこで、無効説の中でもあらゆる株式会社において定款規定による資格制限は無効であるとする「画一的無効説」に対して、株式譲渡制限会社・非公開会社については、かかる定款規定の有効性を認める「修正無効説」が主張されることになる³⁵⁾。

ここで、定款規定による代理人資格制限の有効性をめぐる争点について各説の主張やそれに対する批判の是非を検討する。

制限有効説は、定款規定による代理人資格制限が株主総会の攪乱防止に有効であるとしているが³⁶⁾、それは株式譲渡制限を設ける会社には該当するとしても、公開会社ではあまり効果がないのではないか。前者では、会社側の譲渡承認がない限り、新規の株主は参入できず、従前からの株主だけが株主総会の議決権を有することとなる。そして、議決権行使の代理人資格を株主に限ることにより、株主以外の者が総会に出席して決議に参加することを防止することができる³⁷⁾。他方、公開会社、特に上場会社の場合には、ある程度の資金力さえあれば、新たに株式を取得して株主になることは容易である。株式を取得しようとする者が総会攪乱の意図を有していたとしても、取

34) 上柳克郎ほか編代『新判 注釈会社法(5)』(有斐閣・1986年)185頁〔菱田政宏〕。これに対して古くは、議決権は株主の一身専属的な権利で代理になじまないが、法は例外的場合にのみ代理を許容したという説も主張されていた(松田二郎『株式会社の基礎理論』(岩波書店・1942年)439頁以下)。

35) 上柳ほか編代・前掲注34)186頁以下〔菱田〕。

36) 江頭・前掲注19)342頁。

37) なお、小規模会社について、原始定款、あるいは株主全員の同意により変更される定款の規定によるのであれば、議決権の代理行使の全面的禁止も可能とする見解も主張されている(加藤修『議決権代理行使の研究』(慶應義塾大学法学研究会・1982年)97頁)。

得を止めるすべはない³⁸⁾。そもそも3月決算の会社が多い我が国では6月末に株主総会が集中して、開催日時が重複する会社も多く、複数の会社の株式を保有する株主は、自ら株主総会に出席したくてもどれかは欠席せざるを得ないという状況が生じやすい。書面投票制度や電磁的投票制度を採用している会社において、欠席株主は、事前に提示されている議案については議決権行使書面や電磁的方法によって賛否を表示することが可能であるといっても、議場に出される動議に対しては臨機応変に自分の意思を反映させることはできないという欠点がある。したがって、かかる定款規定に問題がないとは断言しづらい。

前記⑩東京地判昭和57年は、株主数の多い会社では、他の株主の中から代理人を探し出すことができる可能性があることに言及している。しかし、大規模な会社では株主間の関係が希薄であり、他の株主が誰かなど知らず、また他の株主を知っていたとしてもその者に議決権行使を依頼できるような関係にない株主も多いのではないだろうか³⁹⁾。他方で、修正無効説は、非公開会社では、株主間に人的関係が認められるため、他の株主の中から代理人を選ばせるようにしても、一般的に代理行使の機会を奪うことにはならず、かかる制限は株式譲渡制限の存在理由に照らして合理性を有するという⁴⁰⁾。しかし、株主数の少ない会社において他の株主と意見が異なり孤立した株主は、敵対する他の株主にしか代理行使を委任できないことになり疑問が残る⁴¹⁾。

裁判例（制限有効説）は具体的状況に応じた柔軟な判断により、例外的に非株主に代理人資格を認めるが、代理人資格を認める例外とその根拠が曖昧であると批判されている⁴²⁾。また、代理人資格を認める手続や立証、株主平等取扱いの必要性など運用困難な問題が多く、正当な必要性があるのに拒否

38) 田中誠二『三全訂 会社法詳論(上)』(勁草書房・1993年) 514頁、阪壜・前掲注32) 137頁、田中亘『会社法 第2版』(東京大学出版会・2018年) 172頁など。

39) 上柳ほか編代・前掲注34) 186頁〔菱田〕。

40) 上柳ほか編代・前掲注34) 190頁以下〔菱田政宏〕。

41) 倉澤康一郎『会社判例の基礎』(日本評論社・1988年) 91頁。中村・前掲注30)

42) 関俊彦『会社法概論〔全訂第2版〕』(商事法務・2009年) 220頁以下。

した場合や、そうした必要性がないのに認容した場合には、決議の効力に影響が生じ、画定性の必要な総会の決議を不安定化させるという指摘もある⁴³⁾。修正無効説によれば、公開会社か非公開かで切り分けるので、そうした問題は回避可能である。他方で、画一的無効説に基づき、すべての会社において定款による資格制限は認めないということに対しては、多くの会社がかかる定款規定を設けており、そのニーズも高いという現実的状况を顧慮すると反発は免れないであろう。

昭和時代には株主総会を円滑に進めることに協力する見返りとして経済的利益の供与を求める反社会的勢力である「総会屋」の存在に頭を悩ます会社も多かった。このためか、総会荒らし予防の観点から代理人資格を株主に限定する規定には合理性があり、内部秩序維持のため認められるとする見解も示されていた⁴⁴⁾。しかし、容易に株式を取得して株主になることのできる会社では、反社会的勢力が株式を取得して株主になるのを防ぐことは困難である。株主総会の攪乱防止に有効ではない定款による代理人の資格制限は認められないとすべきで、株主の権限行使を優先させることが望ましい。株主総会の議事妨害であれば議長の議事整理権（会社法315条）の行使で解決すべきである⁴⁵⁾、必要であれば警察等の応援を得て対処することも可能なはずである。非公開会社では、定款規定による代理人資格制限のニーズが高いとしても、そもそも少数の株主で構成されその変動が稀な会社は本来株式会社を名乗るには相応しくなく、立法的に解決をはかるべき問題であった。しかし、大小会社区分立法は実現せず、現行会社法の成立により有限会社も株式会社に取り込まれる形がかえって非公開株式会社数が増加したというのが現実である。そうすると、残る有効な手立ては上場規則等の変更により上場会社だけでも定款規定による代理人の資格制限を禁止することであろうか⁴⁶⁾。

43) 上柳ほか編・前掲注34) 190頁以下〔菱田〕。

44) 今井宏「議決権行使の代理人資格の制限」鴻常夫ほか編『会社法 判例百選（第5版）』（有斐閣・1992年）64頁以下。

45) 田中誠二「議決代理人を株主に限る定款規定の効力」商事614号14頁。

46) 松山・前掲注29) 101頁。

本判決では、定款の規定にかかわらず、弁護士であれば非株主であっても議決権の代理行使資格を認めてよいか否かが争点となっている。前記⑰神戸地裁尼崎支部判平成12年は、弁護士は委任者の意図に反する行動をとるとは通常考えられないとし、特段の事由がない限り、非株主である弁護士の代理人資格を認めないことには合理性がないという。確かに弁護士であれば、そうした蓋然性が高いのかもしれないが、果たして職種をもってそう言い切っているかは疑問である。職種で可否を判断するとすれば、前記⑱宮崎地判平成14年、⑳東京高判平成22年及び㉑東京地判平成27年10月19日も言及するように、弁護士以外の職種であっても代理人資格を認めて差し支えない職種の判断基準が問題となるであろうし、来場した非株主の職種と株主総会参加の是非を総会開催前の短時間で判断することの困難さが伴うであろう⁴⁷⁾。本判決は、代理人が弁護士であれば総会を攪乱するおそれが全くないと考えているかのように理解されるおそれのある表現を用いながら、弁護士であるAの出席拒否は決議取消事由にあたると判示している。本件では、株主総会の受付時にAに應對したY代表者は、単に書類上に顕出される印影違いを理由としてその総会参加を拒絶したので不明確ではあるが、本判決は弁護士という職種だけでなく、既に訴訟を通してAの人となりやを認識していたという特殊事情を前提とした判断であると理解すべきであろうか⁴⁸⁾。なお、本判決が制限有効説に基づくものならば、X2が弁護士を代理出席させる必要性についても言及すべきであったものと思われる⁴⁹⁾。

3. 議決権行使者の資格確認法について

代理人によるものを含めて、株主が議決権を行使する権限は最大限に保障

47) 河本一郎「株主総会への弁護士等の代理出席—神戸地裁尼崎支部平成12年3月28日判決を受けて—」商事1559号40頁。

48) 内田千秋「本件判批」新・判例解説Watch 商法No.137 TKCローライブラリー4頁。なお、総会を攪乱するおそれのある人物か否かを会社代表者が任意に判定することにつき、定款の解釈が曖昧となり、法的安定性に欠け、株主平等取扱原則違反となるおそれのあることを指摘する見解もある（高田晴仁「本件原審判批」法学セミナー790号131頁）。

49) 高田・前掲注48) 131頁。

されなければならないとしても、権限を有しない者が株主総会の決議に加わった場合には、当該決議は決議方法が法令違反の瑕疵を帯びるものとして、取り消されるおそれが生じる（会社法831条1項1号）。そうした事態を未然に防ぐ必要があるため、会社側は一定の資格確認手続を定めて、会場への来場者が株主総会へ参加し議決権を行使することができる有資格者であることを確認しなければならない。代理人による議決権行使に関して代理権（代理人の資格を含む。）の証明方法、代理人の数その他を定めるには、定款で定めるか、取締役（取締役会設置会社では取締役会、株主が株主総会を招集する場合には当該株主）が株主総会の招集にあたって決定し、当該事項を記載又は記録した招集通知を株主に発しなければならないとされている（会社法298条5号、同299条、会社法施行規則63条5号）。一般的には、株主名簿に記載された株主の住所宛に招集通知とともに議決権行使書面・出席票を送付し、株主総会当日にこれを持参した者を株主と認めて（これに加えて株主の委任状を持参した者を代理人と認めて）会場に入場させ議決権の行使を認めるという扱いがなされている⁵⁰⁾。特に株主数の多い会社では株主総会開始直前の短時間で、多数の来場者につき資格の有無を判断しなければならないため、これは有資格者である蓋然性が高い者を見極めることのできる簡便で合理的な方法といえるであろう。

本件において、Yは、その定款13条により、株主に対して氏名住所及び印鑑の届出と、それらの変更があったときの届出を要求し、定款18条により、株主は他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる旨を規定したうえで、議決権を代理行使させる場合には株主総会毎に代理権を証明する書面を同社に提出すべきことを要求していた。この代理人資格を当該会社の株主に限定する旨の定款の規定自体は普及しているものである⁵¹⁾。また、Yは、株主宛に送付した議決権行使書兼出席票にYへの届出印を押印し

50) 前掲注4)「株主総会白書2019年度」97頁以下、宮谷隆＝奥山健志『株主総会の準備事務と議事運営（第4版）』（中央経済社・2015年）234頁以下、中村直人編著『株主総会ハンドブック（第4版）』（商事法務・2016年）355頁。

51) 江頭＝中村・前掲注5) 471頁〔松山〕。

たうえて株主総会当日に持参することを求めていたが、これ自体も株主数が限定されていて届出印の印影と議決権行使書兼出席票上の印影とが一致することの確認にそう時間を要しない会社の場合には、資格確認の精度を向上させ、決議が瑕疵を帯びるおそれを低下させるものとして、合理性を認められよう。したがって、こうした規定に則ったうえて株主や代理人が株主総会への入場及び議決権行使を認められる限り特段の問題は生じない。しかし、こうした手続規定を定款等で定めることが法律上許されているとしても、判旨が指摘しているように、それはあくまで会社の事務効率化の観点から認められるものにすぎず、他の方法で株主やその代理人であることを確認できる場合にはそれらの者に権利行使を認めるべきことを忘れてはならない⁵²⁾。本件でY社の代表者はX1代表者及びAとは既に面識を有していた、すなわち、彼らが株主と株主の代理人として来場したことを知りつつ、議決権行使書兼出席票や委任状のうえに顕出される印影がY社へ届け出られた印鑑の印影と一致していないといった形式的理由に基づき株主総会への入場を拒絶している。加えて、Y社はかつて書面による議決権行使の場面では議決権行使書兼出席票上に顕出される印影と会社届出印の印影との相違は問題視していなかったというのであるから、本件におけるYによる拒絶は許されないというべきであろう。よって、本件は会社側が株主の議決権行使を不当に拒み、その議決権行使を妨害したものとして決議方法の法令違反（会社法308条1項、310条1項）に当たるとした判旨は首肯されよう⁵³⁾。

52) 宮谷＝奥山・前掲注50) 234頁、稲葉威雄ほか編『実務相談会社法（2）（新訂版）』（商事法務・1992年）898頁。例えば、多数の来場者があった電力会社の株主総会において、議決権行使書の名義人とその提示人との同一性に疑義が生じた場合に、提示人に氏名、住所、持株数等を質問して株主本人か否かを確認したことは相当と判断されている（福岡地判平成3年5月14日・判時1392号126頁）。また、代理人による議決権行使を保障する法の趣旨からは、それを著しく困難とする過度に厳しい代理権の証明方法を課すことは無効であるという見解も主張されている（江頭・前掲注19) 343頁注(6)）。

53) 潘阿憲「本件原審判批」法学教室477号142頁。

4. 妨害禁止請求について

本判決は、原審判決を支持し、Yが、X1代表者、X2の代理人であるAを認識しているにもかかわらず、不必要あるいは根拠不明な書類の提出を要求し、届出印の印影と最新代表印の印影の一致を強硬に求めていたことから、今後も同様な要求を繰り返す高度の蓋然性が認められるとして、これらの要求が満たされないことを理由とする株主総会への入場拒否を禁止した。株主総会へ株主の出席をめぐることは、株主による株主総会の円滑な進行妨害の蓋然性が高いとして、会社側が株主総会の秩序維持権に基づき当該株主の株主総会への出席禁止を求める仮処分命令が認められた事例が散見される⁵⁴⁾。しかし、本件は、株主からの請求に基づいて、会社側が株主の株主総会への出席を妨害することの予防請求が認められた珍しい事例として参考になろう⁵⁵⁾。

〔追記〕脱稿後、久保大作「本件原審判批」私法判例リマークス62号2021〔上〕82頁、三浦治「本件原審判批」金判1612号2頁に接した。

54) 京都地決平成12年6月28日・金判1106号57頁、岡山地決平成20年6月10日・金法1843号50頁。

55) 本村健ほか「本件判批」商事法務2244号64頁〔新商事判例便覧No.737 (3413)〕。